

ID: 203

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可期間の更新		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第5条第2項		
例規番号	平成17年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (許可等の期間及び更新)</p> <p>第5条 占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、電柱、電線、水管、下水道管、ガスパイプその他これらに類する施設が敷地の用に供する場合及び町長が特に必要があると認めるときは、当該期間を10年以内とすることができる。</p> <p>2 占用等の許可の期間が満了した後引き続き占用しようとする者は、当該期間が満了する7日前までに町長の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日